

文教委員会請願・陳情説明資料

令和7年7月7日

件名	頁
(教育指導部)	
1 5 受理番号 1 4	医療的ケア児及びその家族に対する支援等の拡充と新たな支援施策を求める請願・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2 5 受理番号 1 5	不登校の子ども達や発達障がい特性のある子ども達とその保護者に対する適切な支援等の創設を求める請願・・・・・・・・ 5
3 6 受理番号 3	不登校支援事業の抜本的な支援拡充を求める請願・・・・・・・・ 9
4 6 受理番号 2	子どもたちの笑顔をふやし、先生たちが元気になる解決策を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
5 6 受理番号 4	足立区行政主導ペアレント・メンター事業のさらなる展開を求める請願・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
6 受理番号 5	足立区の学校図書館の充実を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
(学校運営部)	
7 6 受理番号 1 0	学校の断熱改修について早急な対応を求める陳情・・・・・・・・ 2 1

(教 育 委 員 会)

件名	5 受理番号 14 医療的ケア児及びその家族に対する支援等の拡充と新たな支援施策を求める請願
所管部課名	<u>こども支援センターげんき 支援管理課</u> 福祉部 障がい福祉課、障がい援護課
請願の要旨	<p>2021年、国では、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が可決され、国や自治体が医療的ケア児の支援を全面的に行う責務を負うことが義務化されており、保育園や学校の設置者など支援措置の責務があることを明確化しています。</p> <p>足立区では医療的ケア児支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育、連携、連絡調整、情報交換を図ることを目的に、令和元年度から医療的ケア児ネットワーク協議会が設置されました。子どもたちが成長する過程で様々な課題が生じており、段階的な支援が必要です。</p>
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員
内容及び経過	<p>1 保育園・小学校における医療的ケア児の支援状況</p> <p>(1) 保育所等の医療的ケア児支援状況</p> <p>ア 令和3年度、区立保育園を指定園制として常勤担当看護師を1名配置し、受入れ開始</p> <p>イ 令和5年度、指定園を3園から5園へ拡大</p> <p>ウ 令和7年度、委託事業者看護師を配置し、受入れ時間を拡大(8:30~16:30→7:30~18:30)</p> <p>(2) 就学後の医療的ケア児支援状況</p> <p>ア 令和3年10月より小学校、保育園、関係所管で構成される作業部会を設置し、就学後の支援体制の検討を開始。</p> <p>イ 令和4、5年度小学校での受入れを試行的に実施。</p> <p>ウ 令和6年度、ガイドラインを策定し、小学校での受入れを本格的に実施(一部ケアは指定校制)。</p> <p>エ 令和7年度、委託事業者看護師を配置し、希望在籍校で実施(指定校制撤廃)。土曜、校外学習(宿泊除く)への対応も開始。</p> <p>(3) 医療的ケア調整担当の設置</p> <p>令和3年度、医療的ケア調整担当を新設し、保育所や学校での医療的ケアに関する相談、医療的ケア支援の調整を実施。</p>

2 在宅レスパイト事業について

重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業は、東京都の「在宅レスパイト・就労等支援事業実施要綱」に基づき以下の内容で実施している。

(1) 対象者

在宅の重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児

(2) 事業内容

区と委託契約を締結した訪問看護ステーション等の看護師を対象者の自宅および対象者の通う小学校、中学校、高等学校に派遣し、一定時間対象者のケアを介護者に代わって行う。

※ 小学校等への看護師派遣は令和7年4月から実施。

(3) 利用時間

年間288時間（令和6年度までは144時間）

1回あたりの利用時間は2時間から4時間までの30分単位

(4) 利用者負担

世帯の区民税課税状況に応じて下表のとおり一部負担

世帯の範囲 利用者が18歳以上：当該利用者及びその配偶者
利用者が18歳未満：同一の世帯に属する者

世帯 時間	生活保護 低所得 (区民税 非課税)	一般1		一般2	訪問看護 基準単価 (利用者負担 含む)
		障がい児 区民税 所得割 28万円 未満	障がい者 区民税 所得割 16万円 未満	左記以外	
2時間	0円	180円	370円	1,500円	15,000円
2時間半	0円	220円	460円	1,880円	18,750円
3時間	0円	270円	550円	2,200円	22,500円
3時間半	0円	310円	640円	2,630円	26,250円
4時間	0円	360円	740円	3,000円	30,000円

(5) 23区の利用者負担の状況

ア 都要綱に準じて実施：足立区含む19区

イ 利用者負担無料で実施：4区（千代田・目黒・大田・荒川）

(6) 23区の利用時間数の状況

ア 都要綱に準じて年288時間：足立区含む9区

イ 144時間（従前の都要綱のまま）：13区

ウ 独自基準で時間設定：1区（千代田：年208時間）

(7) 利用実績の概要

利用者所得区分	利用 実人数 (人)	総 時間数 (時間)	平均 時間数 (時間)	利用率 (%)
生保・低所得	12	552.5	46	32.0
一般1 (障がい児)	32	1288.5	40	27.8
一般2	3	19.0	6	4.4

※ 100時間を超えて利用した方は47人中8人
(140.0時間、134.0時間、133.5時間、131.0時間、
128.5時間、122時間、106.5時間、103時間)

件名	5 受理番号 15 不登校の子ども達や発達障がい特性のある子ども達とその保護者に対する適切な支援等の創設を求める請願
所管部課名	教育指導部 不登校施策推進担当課、こども支援センターげんき 支援管理課 教育指導部 教育指導課、こども支援センターげんき 教育相談課
請願の要旨	足立区の小・中学生の不登校者数は1,000名弱です。不登校や発達障がい特性のある子ども達、その保護者に対する適切な支援の拡充と実効性ある新たな支援施策の構築を強く求めます。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員
内容及び経過	<p>1 ユニバーサルデザイン教育、個々に向けた新たな支援事業の拡充</p> <p>(1) ユニバーサルデザイン教育は、全小中学校において取り組んでいる（令和4～5年度は、小学校2校、中学校3校の特別支援教育研究推進モデル校で実践）。令和4年度以降は、教員を対象としたユニバーサルデザインに関する研修会を実施。令和5年度は、研修会のほかモデル校の報告会を開催。令和7年度も引き続き、研修会等をとおしてユニバーサルデザインの教育を推進する。</p> <p>(2) 不登校児童・生徒を対象とした、登校サポーター（※）による「お迎え支援」や「別室支援」を必要とする人数が毎年増加している（R5：397人、R6：542人）。今後も、登校サポーターの人材募集を積極的に行い、安定的な人材確保に努める。</p> <p>※ 登校サポーターは、対象児童・生徒の自宅へお迎えに行き一緒に登校したり、登校後の子どもたちに別室での寄り添い支援を行ったりしている。</p> <p>2 通常学級における「リソースルーム（※）」の小中学校での展開</p> <p>発達障がい等で学習に困っている児童・生徒に対しては、合理的配慮のもと丁寧な学習指導や、特別支援教室で特性に応じた支援を実施することで、子どもたちが自信をもって自立できるよう進めている。</p> <p>※ 通常の学級に在籍し、特定の教科学習に困難を示している児童・生徒に対し、個別の補充指導による学習支援を行う部屋</p>

(他自治体ホームページより引用)

3 家庭学習支援事業

(1) 家庭学習支援事業 (※)

令和3年度に小学生25人を対象に開始し、令和5年度より中学生(25人)も対象とした。令和7年度から、対象者数を100人(小学生50人、中学生50人)に拡大して実施する。

※ 家庭学習支援事業は、長期欠席状態及び不登校の長期化が危ぶまれ、外出が困難な不登校の児童・生徒の自宅へ家庭教師を派遣し学習支援を行う。

(2) その他オンラインによる支援

家庭学習支援に加え、不登校支援として以下の事業も開始している。

ア room-k

令和5年度から、区がサービス利用契約を締結したNPO法人が、特に外出が困難な生徒にオンラインによる支援を実施している。

イ 東京都バーチャル・ラーニング・プラットフォーム

令和6年度から、東京都が提供する仮想空間に足立区も参加し、新たな学びの場を提供している。

4 多様な問題を抱えた子ども達やその保護者等に対するきめ細やかな支援

学校では、発達障がいやグレーゾーンとされる特性をもった児童・生徒に対して、声の掛け方、指導方法の工夫、保護者への連絡など、きめ細やかな支援を進めている。時には、人的支援としてスクールアシスタントを学校に配置し、児童・生徒の困り感に応じた支援体制を構築するように努めている。また、都立花畑学園の教員が区内小中学校を訪問し、専門的な視点から児童・生徒及び教員の困り感改善のために指導助言を行うなど、都立特別支援学校とも連携したきめ細やかな支援を展開している。

5 法律の趣旨の周知

「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、児童・生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つこと等、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成29年2月14日施行)」の趣旨が浸透するよ

うに、区民、教員、保護者への周知を図っている。

6 区民への啓発

令和7年3月、不登校支援に関する情報を1箇所にとまとめた不登校支援ポータルサイトを区ホームページ内に開設し、区立小・中学校の保護者が登録しているメール配信システムC4thHome&Schoolで周知を行った。その他、不登校の子をもつ保護者のための講演会・交流会の開催など、不登校への理解促進を図っている。

7 学校が楽しいと思える学校運営

(1) 子どもたちの意思が尊重され、自ら学びたくなる学校経営

ア 小学校（中学校）学習指導要領（平成29年告示）にある「主体的・対話的で深い学び」に則り、子どもたちの意欲を喚起し、その意欲を起点とした授業改善を継続指導

イ 委員会活動、縦割り班活動等、集団活動や体験的な活動などの特別活動を充実させ、児童・生徒が主体的に学校生活を送ることができる教育活動を指導

(2) 宿題の廃止、もしくは自由選択

ア AIドリル、デジタル教科書等を使用した、子どもたち一人一人に応じた家庭学習への移行について継続指導

イ 区内小学校でも、家庭学習から自主学習への移行を図っている学校がある。取組を実施している学校の状況を把握し、他の学校でも実態に応じて自主学習を選択できるよう指導

ウ 家庭学習が子どもたちの負担にならないように、提出できない子どもに対して提出を強制したり、執拗な指導をしないよう指導

(3) 学校への嫌悪感を軽減する

ア 発達特性の理解が不十分なためにおこる不適切な対応をなくすため、教職員研修の充実

イ 「コミュニケーションの教室通信」等を活用したダイバーシティ教育の周知

ウ 児童・生徒が主体的に学べるユニバーサルデザイン教育の充実

(4) 不登校未然防止のためのスモール・ステップ・ルーム（SSR）

ア 学級に入りづらいと感じた時、生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる教室

「SSR」の開設

イ 巡回指導教員、ソーシャルワーク・アドバイザー（SWA）

等を派遣して指導状況を確認するとともに、SSR設置校の連絡会を定期開催し、事例を共有することなどでの支援室でも生徒が安心して過ごし、自己肯定感を育める環境整備の実施

ウ SWAが監修し、作成したアセスメントシートを活用し、教育委員会と学校、家庭、関係機関が連携し、個々の生徒に最適な寄り添い支援を探求

エ 令和6年度は、第一中学校、蒲原中学校、加賀中学校、六月中学校の4校で先行実施

オ 令和7年度は第五中学校、第十二中学校、鹿浜菜の花中学校、新田中学校、西新井中学校、東島根中学校の6校に開設

カ 引き続き生徒の変容を注視した上で、令和8年度以降の設置校の選定等を含めた事業方針を策定

8 教員の負担軽減

(1) 会計年度任用職員の配置

副校長補佐、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ、学習支援員（エデュケーション・アシスタント）など多様な人材を学校に配置し、これまで教員が担ってきた業務の一部を分任し、教員の負担軽減を図っている。

(2) 校務ICT化の推進

統合型校務支援システムを導入し、出欠席管理、成績処理等をシステム化し、教員の業務時間短縮を図っている。

(3) 自動音声応答装置、音声翻訳機等の導入

夜間の外部からの電話対応を無くすよう自動音声応答装置を設置、日本語を母語としない児童・生徒とのコミュニケーション確保のための音声翻訳機配付等、教員の負担軽減を図る支援を実施している。

件名	6 受理番号 3 不登校支援事業の抜本的な支援拡充を求める請願
所管部課名	教育指導部 不登校施策推進担当課 教育指導部 教育指導課、こども支援センターげんき 教育相談課
請願の要旨	<p>去る5月31日、内閣府が、調査の結果15～64歳でひきこもり状態にある人は全国で推計146万人いる、と公表しました。その子ども版である不登校者の人数ですが、これも由々しき事態になっております。足立区の小・中学生の不登校者数が年々増えている状況の中で、不登校の子ども達に対する別室登校や別室での給食、個々の学力に応じたきめ細かな学力の底上げなど、個々に応じたきめ細やかな対応と実効性ある支援施策の構築が急務です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大至急、不登校の子ども達に、不登校になった理由のアンケートを実施すること。 ② ①で得たデータを元に、不登校の原因を解消するための施策を実施すること。 ③ 令和5年度10月より足立区においては区立六月中学校をモデルとして不登校未然防止事業（SSR）を打ち出され、令和6年度から六月中学校、第一中学校、蒲原中学校、加賀中学校4校で実施となった。モデル校4校で行われている事業からエビデンスを取り、不登校の子ども達に対する個々に応じたきめ細やかな対応と実効性のある支援施策を拡充すること。 ④ SSRの小学校版と中学校版をそれぞれ構築することを目的とし、足立区全小中学校で展開すること。 ⑤ 不登校の子ども達の学力の底上げとなるよう、必要な予算を付け、個々に応じた学習支援の場を提供すること。 ⑥ SSR実施に必要な予算措置を早急に行うこと。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員

1 不登校に関する児童・生徒及び保護者アンケート（本調査）の実施について

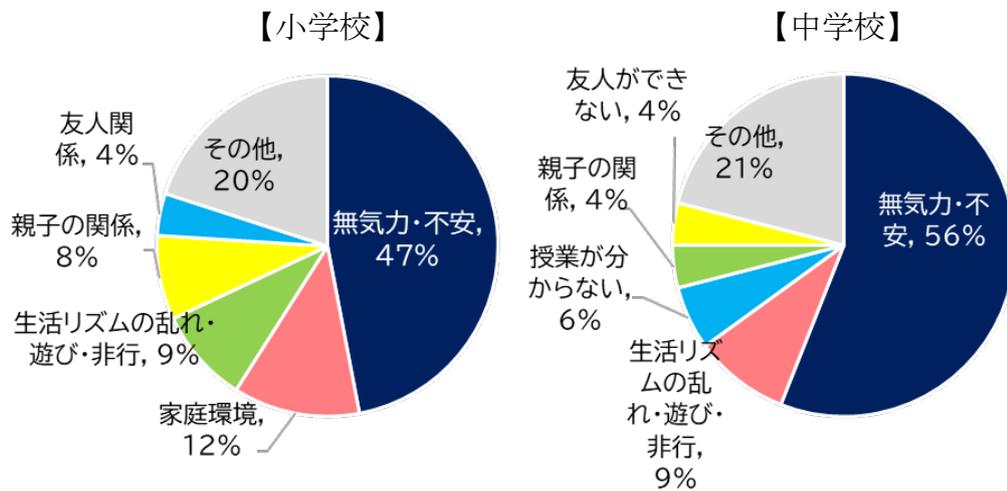
(1) 本調査に向けたプレ調査の実施

不登校の要因と当事者がどのような支援を求めているのかなどを把握して施策立案を行うため、令和7年度に本調査を実施する予定である。本調査を行うにあたり、区と直接繋がりのあるチャレンジ学級及びあすテップに通う 児童・生徒に対し プレ調査を行い設問の妥当性を検証した。

(2) 学校が把握している不登校の要因（教員の見立て）とプレ調査の比較

ア 学校が把握している要因

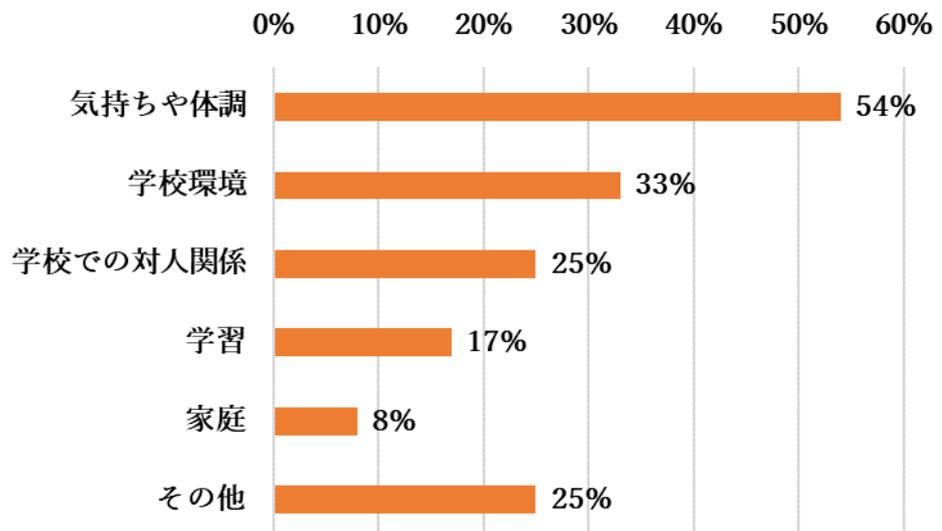
※ 主な要因を1つ選択



【出典】 令和5年度「長期欠席児童・生徒状況に関する実態調査」

イ プレ調査で分かった要因

※ 複数選択



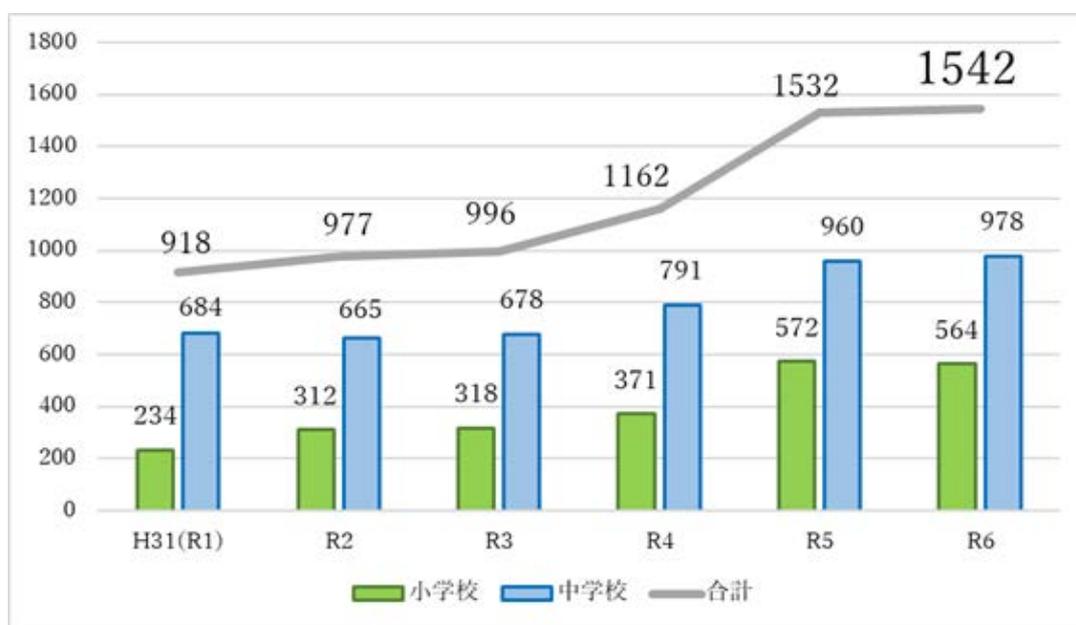
ウ 考察

不登校の要因について、教員の見立てによると「無気力・不安」が多かったが、チャレンジ学級及びあすテップに通う児童・生徒は、学校環境、自身の気持ちや体調及び学校での対人関係による理由が主となっている。

(3) 本調査に向けた設問の検証

プレ調査の結果から把握した課題について、9月以降に予定している本調査の実施に向け、見直しを図っていく。

<参考>不登校児童・生徒数の推移



2 スモール・ステップ・ルーム（SSR）の運営状況

(1) 背景

様々な対策にも関わらず不登校は増加傾向にある。一旦、不登校状態になると教室に戻るのは困難なことから、保健室登校など教室に入室することが難しい生徒等を対象とした未然防止事業として、SSRの運営に取り組むこととした。

(2) 令和5年度の取組

令和5年度は、六月中学校でモデル実施し、16名の生徒が利用した。

(3) 令和6年度の取組

ア 令和6年度は第一、加賀、蒲原の各中学校にSSRを開設し、支援を開始した。令和6年度は4校合計で50名の生徒が利用した。

イ 4校全てのSSRで、元学校長の指導員が相談や学習指導にあたった。さらに巡回指導教員、SWA（ソーシャルワーク・アドバイザー）等を派遣して指導状況を確認するとともに、SSR設置校の連絡会を定期開催し、どの支援室でも生徒が安心して過ごし、自己肯定感を育

める環境づくりに努めた。

(4) 令和7年度の取組

令和7年度は、第五、第十二、鹿浜菜の花、新田、西新井、東島根の各中学校に新たにSSRを開設した。各校には元学校管理職や元養護教諭の指導員を配置し、学校、教育指導課と連携して生徒を支援している。

件名	6 受理番号 2 子どもたちの笑顔をふやし、先生たちが元気になる解決策を求める陳情
所管部課名	教育指導部教育指導課
陳情の要旨	<p>教員の長時間労働は、深刻である。一刻も早く教員を増やし、ゆとりを持って教育ができるよう、次のことを要望する。</p> <p>1 東京都に対し、1人の教員の授業時間が1日4時間(コマ)以内となるよう、小学校においては、専科教員の増員や英語教師などの配置を行い、中学校においては、週の持ち時数の上限を20時間とする教員配置を行うよう、足立区議会として意見書を提出すること。</p> <p>2 足立区として、教員が勤務時間内に子どもにかかわる時間を十分に確保しつつ、明日の授業の準備がしっかりとできるように、「学校に於ける働き方改革に関する取り組みの徹底について」(2019年3月18日文部科学事務次官通知)に基づき、学校に課している「過度な負担を軽減することに尽力する」とともに、業務の役割分担・適正化をすすめ、また各学校を支援すること。</p>
陳情者住所等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 教員の配置基準</p> <p>(1) 教員の定数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」と「東京都公立学校教職員定数配当方針」により学級数による配当教職員数が決まっている。 東京都教育委員会は学級数に応じた教員定数のほか、各学校の状況に応じて指導方法工夫改善等の加配教員を配置している。</p> <p>(2) 平成30年度からは小学校で「英語」が新たに専科として加わった。さらに校務分掌や研修内容に応じて、各教員に時数軽減が適用されているが、特別区教育長会や特別区指導室課長会等を通じて更なる改善について要望している。</p> <p>(3) 中学校の教員の持ち時数に関する上限については特に定めがない。教員の持ち時数については、各校に配置されている各教科の教員数等を総合的に勘案して学校長の判断により決定されるが、教員の負担軽減を図るべく教員配置基準の見直しについて、特別区教育長会や特別区指導室課長会等を通じて、要望している。なお文部科学省が実施した令和4年度学校教員統計調査によると中学校教諭の平均授業日数(週)は</p>

14.5時間である。

2 教員の負担軽減のための取組

- (1) 足立区として、出退勤システムの導入による在校時間の可視化、統合型校務支援システム（C4t h）導入による出欠席管理、成績処理業務等の効率化、H&S（ホーム&スクール）システムによる家庭との連絡業務の負担軽減等、ICTを活用した支援を推進している。
- (2) 副校長補佐やスクール・サポート・スタッフ、学習支援員（エデュケーション・アシスタント）等、教員の負担軽減に資する様々な会計年度任用職員を学校に配置している。
- (3) スクール・ロイヤー制度や、中学校における自動採点システム導入、時間割作成システムの試行など、新たな支援策も実施しながら、学校、教員の負担軽減に取り組んでいる。
- (4) 中学校教員の部活動指導の負担を軽減するため、部活動指導員の配置や、新田学園でのプロチームによるサッカー指導の試行など、部活動の地域移行に取り組んでいる。

件名	6 受理番号 4 足立区行政主導ペアレント・メンター事業のさらなる展開を求める請願
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課
請願の要旨	<p>足立区ペアレント・メンターは、親支援として、行政支援では賄いきれない当事者目線の支援事業です。</p> <p>通常学級に在籍する親に対する適切な支援事業となる仕組みを新たに構築する必要があります。その為にも、新たなペアレント・メンター相談支援事業の展開と発達障がいについてのさらなる周知啓発活動を求めます。</p> <p>① SNSやポスター、区の広報紙、入学説明会やC4th Home&School を使ったの保護者への周知徹底を行い、効果を十分に意識した積極的な広報活動を展開すること。</p> <p>② 複数のアウトリーチ機能を持たせた保護者相談会の実施。各学校や地域ごとに保護者が集まりそうな会の企画（ビーズ、刺繍手芸など）、入学説明会や商業施設に出向く、既存イベントとのタイアップによるアウトリーチ型の相談会を実施すること。</p> <p>③ 専門家や大学との連携により、セミナーやシンポジウムなどを年に複数回開催し、区民の意識と子育てに関する教育力を高める意識づけを積極的に行うこと。例えば、シンポジウム3部制の1つに発達障がいを盛り込む講演会の開催や講演会の動画配信などの工夫をすること。</p> <p>④ 最終的に、家庭教育力を高めた保護者が次を担うペアレント・メンター候補者となるよう、常に効果を意識した支援事業をすること。</p>
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員
内容及び経過	<p>1 ペアレント・メンター事業について</p> <p>(1) ペアレント・メンターとは メンターとは「信頼できる相談相手」という意味。 自らも発達障がいのある子どもの養育経験があり、傾聴や発達障がいの基礎知識などの一定の学びをした保護者</p> <p>(2) ペアレント・メンターの特徴と活動 ペアレント・メンターはその当事者性から、専門機関による支援とは違った以下の特徴がある。</p> <p>ア 同じような発達障がいのある子どもを育てる親としての高い共感性と寄り添い</p> <p>イ 地域の支援機関とのつながりから得られた信頼できる情報の提供</p> <p>ウ メンター自らの子育て体験の語りによる孤立感の緩和とエンパワメント</p>

2 足立区のこれまでのペアレント・メンター事業の取組

平成28年4月	一般社団法人ねっとワーキングに委託し、西綾瀬ボランティアセンターで事業開始
平成29年1月	実施場所を東京芸術センター8階に変更
平成30年4月	実施場所をねっとワーキング青井事務所に変更
平成31年4月	障がい福祉センター（福祉部）からこども支援センターげんき（教育委員会）に移管
令和3年4月～ 令和6年3月	プロポーザル方式に変更し、一般社団法人ねっとワーキングが選定され3年間の事業委託実施
令和6年4月～	事業委託から区主導の事業に変更 登録団体と協定を締結し、団体に登録したペアレント・メンターによる相談を、こども支援センターげんき5階相談室で開始 令和7年度も6年度と同様、一般社団法人ねっとワーキングと協定を締結し、事業を継続

3 令和6年度の情報発信等について

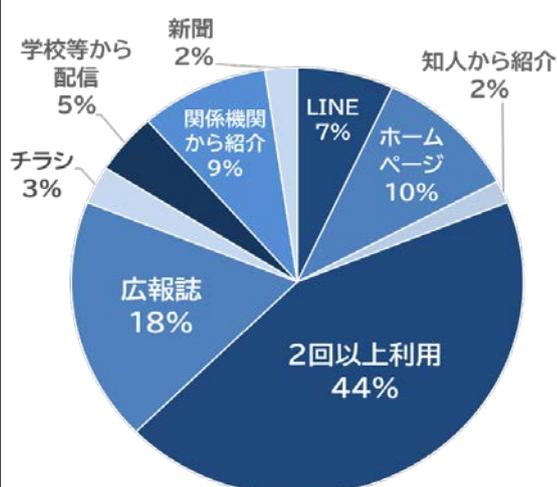
- (1) あだち広報への掲載、区施設等でのポスター掲示、チラシの配布
- (2) 区HPやLINE等の公式SNS、C4th Home&School による配信
- (3) ドットリボンフェスタ・NPOフェスタでのブース出展
- (4) その他、庁内各部が所管する協議会等での周知

4 令和6年度の相談実績について

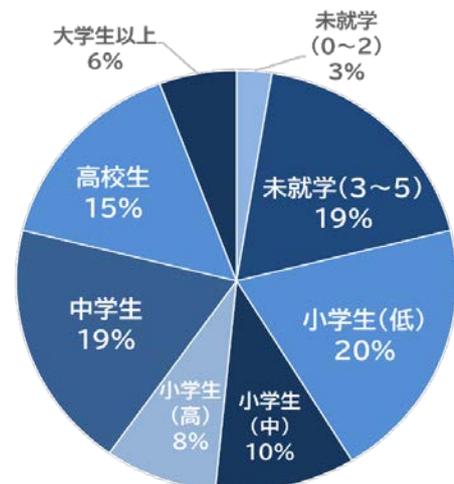
	個別相談 (電話相談含む)	グループ相談 (出張相談等含む)
6年度	101回	9回
(参考)5年度	66回	36回

- (ア) 広報紙やSNS等による周知活動の結果、個別相談増加
- (イ) 個別相談を重視したことにより、グループ相談の日程減少
- (ウ) 相談のきっかけと相談者の対象年齢傾向は以下のとおり

【相談のきっかけ】



【相談者の対象年齢】



件名	受理番号5 足立区の学校図書館の充実を求める陳情															
所管部課名	教育指導部教育政策課															
陳情の要旨	<p>学校図書館を充実させるために次の対策を計画的に進めてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小学校司書（支援員）を派遣社員ではなく直接雇用で週5日勤務にしてください。 2 小学校司書（支援員）も中学校司書と同じように研修等に参加し、学び、誇りをもって安心して働くことが出来るようにしてください。 3 児童・保護者・教師の中で専門職と認めてもらえるように、小学校でも「学校司書」という呼称にしてください。 4 小中の学校図書館の本は古い本が多いです。小学校・中学校の図書予算を増やしてください。 5 区として、学校図書館活用推進体制を強化してください。 															
陳情者等	請願文書表のとおり															
内容及び経過	<p>1 小学校図書館支援員配置</p> <p>(1) 小学校図書館支援員の業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 基本業務：開閉館、貸出返却処理、レファレンス等 イ 環境整備業務：図書配架、展示、蔵書点検、選書支援等 ウ 授業支援等：教材用図書選書支援、読み語り、読書支援、ブックトーク等 <p>(2) 配置日数等</p> <table border="1" data-bbox="435 1451 1425 2063"> <thead> <tr> <th data-bbox="435 1451 608 1536">項目</th> <th data-bbox="608 1451 1015 1536">小学校</th> <th data-bbox="1015 1451 1425 1536">中学校（参考）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 1536 608 1709">配置日数</td> <td data-bbox="608 1536 1015 1709">年間180日 （概ね週4日） 1日6時間勤務</td> <td data-bbox="1015 1536 1425 1709">年間205日 （概ね週5日） 1日5時間勤務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1709 608 1800">配置人員</td> <td data-bbox="608 1709 1015 1800">67人（各校1人）</td> <td data-bbox="1015 1709 1425 1800">35人（各校1人）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1800 608 1892">雇用形態</td> <td data-bbox="608 1800 1015 1892">派遣職員</td> <td data-bbox="1015 1800 1425 1892">会計年度任用職員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1892 608 2063">資格</td> <td data-bbox="608 1892 1015 2063">司書、司書補、司書教諭の免許を有する者もしくは同等の知見を有すると認められる者</td> <td data-bbox="1015 1892 1425 2063">司書、司書教諭</td> </tr> </tbody> </table>	項目	小学校	中学校（参考）	配置日数	年間180日 （概ね週4日） 1日6時間勤務	年間205日 （概ね週5日） 1日5時間勤務	配置人員	67人（各校1人）	35人（各校1人）	雇用形態	派遣職員	会計年度任用職員	資格	司書、司書補、司書教諭の免許を有する者もしくは同等の知見を有すると認められる者	司書、司書教諭
項目	小学校	中学校（参考）														
配置日数	年間180日 （概ね週4日） 1日6時間勤務	年間205日 （概ね週5日） 1日5時間勤務														
配置人員	67人（各校1人）	35人（各校1人）														
雇用形態	派遣職員	会計年度任用職員														
資格	司書、司書補、司書教諭の免許を有する者もしくは同等の知見を有すると認められる者	司書、司書教諭														

(3) 経過

年度	経 過	経費(千円)
H 2 6	「学校図書館法」改正：学校司書配置の努力義務等	
H 2 9	<u>業務委託</u> により全校に支援員配置開始（週1日6時間） ※ 委託以前は教員とボランティアが図書館業務を担当	30,834
R 2	事業形態を委託から <u>人材派遣</u> に変更し、配置日数を週2日に増	112,712
R 3	小学校の直接雇用モデル校実施に向け、会計年度任用職員（学校図書館支援員）の定数（2名）を増員したが、人材確保が困難で採用には至らず。	114,146
R 5	学校図書館に支援員が常駐に近いかたちを実現するため、既存の派遣スキームにより、3年間で全校の支援員配置日数を概ね週2日から週4日へ拡充することを目標とした。 小学校23校の支援員を週4日勤務に拡充	172,676
R 6	小学校45校の支援員を週4日勤務に拡充	214,885
R 7	小学校全67校の支援員を週4日勤務に拡充	257,096

(4) 他区小学校の状況（令和6年5月時点）

事業形態	おおよその配置日数	対象区数
業務委託 (12区)	週5日	1区（中野）
	週4日	1区（渋谷）
	週3日	3区（品川、墨田、練馬）
	週2日	3区（港、新宿、北）
	週1日	4区（江東、世田谷、台東、板橋）
会計年度任用職員を雇用（5区）	週5日	3区（葛飾、荒川、杉並）
	週4日	1区（大田）
	週1.5日	1区（豊島）
区立図書館指定管理者から派遣（3区）	週4日	1区（文京）
	週3日	1区（千代田）
	週1日	1区（江戸川）
有償ボランティア（2区）	週2日	1区（中央）
	週1日	1区（目黒）

2 研修体制

小学校	中学校（参考）
派遣事業者が月に1回、集合形式で実施 ※ 定期的に区職員が出席し、事業の趣旨等を説明するなどの機会を設けている	集合研修[年3回] 地区別連絡会（4ブロック） [年1回] グループワーク（グループ別に課題を決め研究・発表） [年2回]

3 名称

(1) 小学校

以下の理由から「図書館支援員」としている。

ア 学校図書館長（校長）を、外部から支える人材であること

イ 資格要件を「司書、司書補、司書教諭の免許を有する者もしくは同等の知見を有すると認められる者」としていること

(2) 中学校

以下の理由から、令和5年度にそれまでの「学校図書館支援員」から「学校司書」に名称変更した。

ア 学校組織において、専門資格を有する「司書」としての位置付を明確にするため

イ 支援員から名称変更の要望が多く寄せられたため

4 学校図書購入予算

年 度	当初予算
令和4年度	1 2 1, 3 6 0千円
令和5年度	1 2 2, 9 0 7千円
令和6年度	1 3 1, 2 9 7千円
令和7年度	1 3 3, 0 8 4千円

5 学校図書館活用推進体制

(1) 足立区学校図書館利活用推進プラン（令和5年度策定）

ア 策定の目的

探究心を培い主体的に学ぶ児童・生徒の育成を目指し、学校と教育委員会が一体となって学校図書館の利活用を推進するために策定した。

イ 指標と取組

「読書センター」「学習センター」「情報センター」の3つの機能ごとの指標とそれに対応した重点的な取組事項を整理。

(2) 学校図書館スーパーバイザー

令和5年度に1名を新規配置（令和6年度から2名体制）。

ア 目的

専門的知見を有する人材による指導・助言を通して、児童・生徒及び教員による学校図書館の利活用を推進するとともに、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能の質的向上を図っていく。

イ 業務内容

- (ア) 巡回による司書教諭や学校司書（学校図書館支援員）への業務の指導・支援
- (イ) 学校図書館活用に関する研修や連絡会等の企画運営
- (ウ) 学校図書館活用に関するデータの収集及び分析

(3) 学校巡回司書

令和6年度から1名を配置。

ア 業務内容

- (ア) 学校司書の専門性向上及びスキルの平準化を目的とした指導・助言
- (イ) 蔵書点検や図書館環境整備など学校司書・図書館支援員1名で対応できない作業の支援
- (ウ) 中学校で急な学校司書の欠員が生じた際の図書館業務の支援

(4) 学校図書館活用推進担当係長

令和7年度から教育政策課職員を増員し、専管組織として学校図書館活用推進担当を設置。

ア 業務内容

- (ア) 区立学校における学校図書館の利活用推進に関すること。
- (イ) 学校図書館スーパーバイザー、学校巡回司書及び学校司書に関すること。

件名	6 受理番号 10 学校の断熱改修について早急な対応を求める陳情												
所管部課名	学校運営部 学校施設管理課 施設営繕部 中部地区建設課、東部地区建設課、西部地区建設課												
陳情の要旨	<p>生徒の熱中症対策として学校へのクーラー設置が進み、設置率は95%を超えているが、断熱がきちんとされていないため、クーラーが効かない教室がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設の断熱性能を点検し、性能が低い学校施設のピックアップをお願いします。 2 大規模改修工事などの予定があるものは、その機会を逃さず断熱改修を要望する。 3 新築予定の学校施設に高い断熱性能を採用するようお願いする。 												
陳情者等	請願文書表のとおり												
内容及び経過	<p>1 小・中学校における断熱化実施・未実施状況</p> <p>令和7年5月現在、小学校では全体の約30%にあたる20校、中学校では全体の約43%にあたる15校が、断熱化を実施済である。</p> <table border="1" data-bbox="408 1104 1099 1350"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>未実施（校）</th> <th>実施済（校）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>47</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>67</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 断熱化実施の経緯及び予定</p> <p>平成5年以降、学校の新築・改築の際にはその時点で採用可能な断熱技術を取り入れて施工している。</p> <p>また大規模改修工事のうち、躯体のみを残して屋上や外壁、内装を総入れ替え工事する、いわゆるスケルトン改修工事を実施する際にも、可能な限り断熱化を実施している。</p> <p>さらに、令和7年度工事实施分の大規模改修工事について工事設計委託を令和6年度に実施し、一部の屋上防水工事予定校で断熱材を施工する等の断熱化の同時実施を予定している。</p> <p>3 今後の改築工事における断熱化</p> <p>新校舎建設予定の東湊江小学校（工期予定：令和7年7月から令和9年2月まで）においては、室内環境を維持しつつ、高断熱・高効率設備を採用することでエネルギー負荷を抑制する「ZEB[※]」の認証を取得した建物</p>	区分	未実施（校）	実施済（校）	小学校	47	20	中学校	20	15	計	67	35
区分	未実施（校）	実施済（校）											
小学校	47	20											
中学校	20	15											
計	67	35											

を目指す。

***注** 「ZEB（ゼブ）」…Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のこと（環境省「ZEB PORTAL（ゼブ・ポータル）」より一部引用）。